

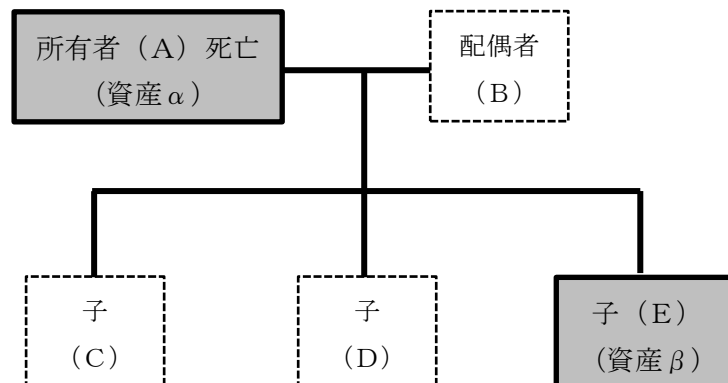
上山市における固定資産税の課税誤りについて

1 経緯

本年7月に米沢市において固定資産税における課税誤りが発覚した事案に伴い、本市における固定資産税の取扱いを確認したところ、米沢市と同様の取扱いであり、課税誤りであったことが判明したものです。

2 課税誤りの概要

① 例示



所有者(A)が死亡し、相続登記していないまま、子(E)が所有者(A)の「資産α」の相続人代表者となる旨を確認した。

複数の相続人がある場合で相続登記をしない相続資産がある場合は、当該資産は相続人全員の共有名義資産となる。

図の場合、「資産α」は、配偶者(B)、子(C)、子(D)、及び子(E)の共有名義資産となる。

※ 共有名義資産の固定資産税については、それぞれの持分に関係なく、全額について所有者全員が連帯納税義務を負う。(地方税法第10条の2)

② 本市のこれまでの取扱い

共有名義資産である「資産α」と相続人代表者となった子(E)の個人資産である「資産β」を合算して税額を計算する取扱いをしていた。

※ 納税通知書は、共有名義資産である「資産α」及び個人資産である「資産β」を合算した1通として作成し、子(E)に送付していた。

③ 適正な取扱い

共有名義資産である「資産α」と相続人代表者となった子(E)の個人資産である「資産β」は、それぞれ別個に税額を計算する必要がある。

※ 納税通知書は、共有名義資産である「資産α」分と個人資産である「資産β」分とに分けて、それぞれ1通ずつ作成する必要がある。ただし、送付先はどちらも相続人代表者である子(E)に送付することになる。

④ 令和元年度における税額への影響について

ア 「資産α」又は「資産β」の一方又は両方が免税点未満である場合

分割前は合算することにより免税点以上であった資産が、分割することにより、いずれか一方又は両方の資産が免税点未満となる。その結果、免税点未満の資産については免税となり、税額が減少する場合がある。

※ 免税点とは、課税標準額が土地 30 万円、家屋 20 万円をいう。

イ 「資産α」及び「資産β」のいずれも免税点以上である場合

合算して計算していたものを分割して計算することによる端数処理（100 円未満切捨）の関係で、年間数百円の税額が減少する場合がある。

【現年度分の影響調査対象者数・概算額（8月19日確認時点）】

単位（人、円）

区 分	固定資産税		都市計画税	
	人 数	概算額	人 数	概算額
ア 資産α及び資産βの一方又は両方が免税点未満であるもの	1,385	1,516,400	195	151,100

注1 上記イの端数処理による影響調査対象者数・概算額は、調査中のためお示ししておりません。

注2 正確な税額については、対象者の相続人調査を行った上で確定（法定相続人が1人しか存在しない場合は除外される。）します。

3 今後の対応

現年度分の還付金額を早急に確定するよう作業を進め、その額が確定次第、対象者に対して税額の更正通知書を発出するなど、必要な措置を講じてまいります。

また、過年度分については、同様の調査を進め、還付してまいります。

4 再発防止策について

- ・所有者が死亡した場合、相続人の確認など、課税手順の見直しを行います。
- ・相続資産が未登記の方には、登記されるよう啓発してまいります。
- ・職員の実務能力の向上に努めます。